

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第三十号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の前の見出しを「（特定新型コロナウイルス感染症等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例）」に改め、同項及び附則第八項を次のように改める。

7 警察職員が特定新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型コロナウイルス感染症等）で、当該新型コロナウイルス感染症に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）の患者に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染危険手当を支給する。この場合においては、第二条各号に掲げる手当で当該業務等に従事したときに支給されることとなるもの（人事委員会規則で定める手当を除く。）については、第三条から第二十条までの規定にかかわらず、支給しない。

8 前項の規定により支給する感染危険手当の額は、業務等に従事した日一日につき千五百円（心身に著しい負担を与える業務等で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とする。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。